

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程

平成16年4月1日

達示第78号制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第23条の規定に基づき、定年により退職した教職員の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる教職員は、就業規則第22条の規定により定年退職した者とする。

(再雇用の方法)

第3条 再雇用は、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため、特に必要があると認められる場合に、定年退職以前の勤務実績等に基づく選考により行う。

(任期)

第4条 再雇用の任期は、4月1日から翌年3月31日までの一年を超えない範囲内において定める。

(試用期間)

第5条 再雇用された教職員(以下「再雇用職員」という。)には、試用期間を設けないものとする。

(任期の更新)

第6条 第4条の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の更新は、更新直前の任期において勤務成績が良好である者の中から業務の能率的運営の確保を勘案して行う。

(再雇用の上限年齢)

第7条 第4条及び第6条に定める任期の末日は、生年月日別に次表の上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

生 年 月 日	上限年齢
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	満62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳
昭和24年4月2日以降	満65歳

(人事異動通知書の交付)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、人事異動通知書を交付するものとする。

(1) 再雇用を行う場合

(2) 再雇用の任期を更新する場合

(3) 再雇用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(休職)

第9条 再雇用職員には、就業規則第15条第1項第3号の規定は適用しない。

(給与)

第10条 再雇用職員の給与に関する事項については、次条から第13条に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」

という。)の定めるところによる。

(俸給月額)

第11条 再雇用職員の俸給月額及び給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。

職 種	俸給月額	給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級
教 員	287,200円	教育職俸給表 2級
事務職員・施設系技術職員・教室系技術職員	214,600円	一般職俸給表(一) 3級
技能職員・労務職員	211,500円	一般職俸給表(二) 3級
医療技術職員	214,800円	医療職俸給表(一) 2級
看護職員	267,100円	医療職俸給表(二) 2級

(平17達73改)

(俸給の調整額)

第12条 再雇用職員には、俸給の調整額を支給することができる。

2 俸給の調整額の支給は、給与規程の定めるところによる。

(手当)

第13条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。

- (1) 都市手当
- (2) 通勤手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 超過勤務手当
- (5) 休日給
- (6) 夜勤手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 期末手当
- (9) 勤勉手当

2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。ただし、期末手当の期別支給割合及び勤勉手当の成績率は次表のとおりとする。

	6月期	12月期
期末手当	0.75	0.85
勤勉手当	0.35	0.4

(平17達73改)

(勤務時間、休日及び休暇)

第14条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項については、次条に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号)の定めるところによる。

(年次休暇)

第15条 定年退職に引続き再雇用職員となった者の年次休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次休暇の日数及び時間数とする。

2 第6条により任期が更新された場合の年次休暇は、当該更新された日の前日においてその者が有していた年次休暇の日数及び時間数とする。

(懲戒)

第16条 再雇用職員の定年退職となった日までの引き続き教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第49条の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(他の規則等の関係)

第17条 この規程に定めのない再雇用職員の就業に関する事項については、就業規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日限り国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の2の規定により定年退職した者は、第2条に規定する「定年退職した者」とみなす。

附 則(平成17年達示第73号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。